

第1章 はじめに

1

計画策定の趣旨

- これまで本県では、平成17（2005）年3月に策定した「島根県地域福祉支援計画」に基づき、各市町村における「地域福祉計画」策定に必要な情報提供や助言を行うとともに、福祉人材の確保や福祉サービスの提供に関する基盤整備に取り組んできました。
- その後、2回にわたる計画の見直しを行い、引き続き各市町村の地域福祉推進への取り組みを支援してきました。
- 国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その取り組みの推進を図るため、「社会福祉法」、「介護保険法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」が改正されました。また、「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）が施行などされ、生活、住宅などに配慮を要する者の自立支援策の強化も図られています。
- 一方、県内においては、人口減少や少子高齢化、世帯規模の減少や単身世帯・高齢世帯の増加などの傾向が続いており、家族や地域とのつながりの希薄化が懸念されています。
また、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもりなど地域社会が抱える地域生活課題は複雑化・多様化してきており、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていくことの必要性はますます高まっています。
- こうした近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応するため、「第4期島根県地域福祉支援計画」を策定するものです。

2

計画の性格と役割

(1) 計画の位置づけと役割

○ 平成12（2000）年の社会福祉法の改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、その推進方策として、市町村は「地域福祉計画」を、県は「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進することが求められています。本計画も、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。

○ 地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、県は、各市町村では対応が困難あるいは非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たしていきます。

また、市町村主体という基本理念を前提としつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示し、各地域の地域福祉の推進を支援するという視点も必要と考えています。

具体的には、社会福祉法において県計画に盛り込むべきこととされている事項を勘案し、以下の5つの内容を盛り込むこととしています。

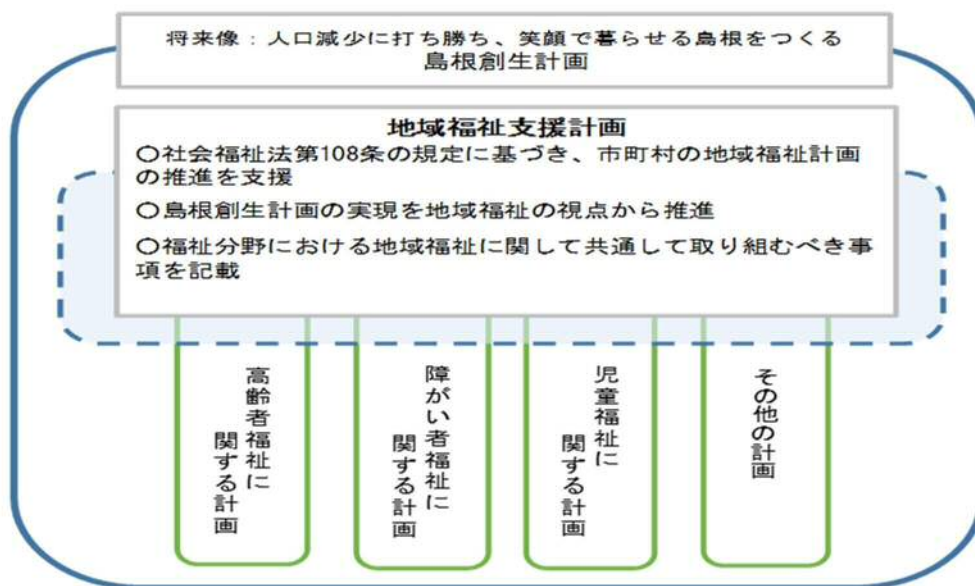
- ・ 地域における「各福祉分野に共通する取り組み」の推進
- ・ 市町村の地域福祉の推進を支援するための「基本的な方策」
- ・ 社会福祉を担う人材の確保・資質の向上など、「人」の基盤整備
- ・ 福祉サービスを安心して利用できるための「サービスの質」や「利用者の権利保護」など、「サービス提供」に関する基盤整備
- ・ 市町村における「包括的な支援体制づくり」への支援

(2) 他の県計画との関係

○ 本計画は、上位計画である「島根創生計画」に掲げる基本目標を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指すものです。

○ 本計画は、各福祉分野が地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を記載し、「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「島根県子どものセーフティネット推進計画」「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」「島根県DV対策基本計画」「島根県障がい者基本計画」「島根県障がい福祉計画」「島根県障がい児福祉計画」「島根県自死対策総合計画」など、個別計画と連携し、地域福祉の総合的推進を図るものです。

図1 島根県地域福祉支援計画の位置づけ



3 計画の期間

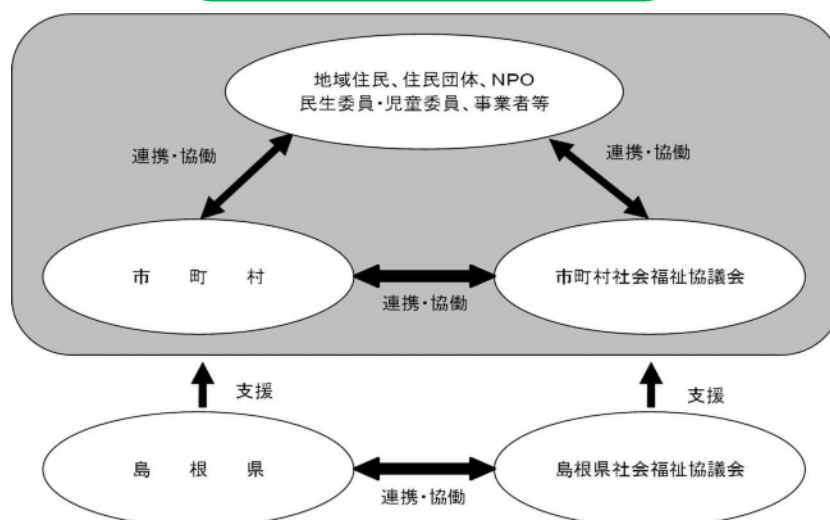
本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とし、社会情勢の変化などを踏まえながら必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村および社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。

また、計画の進行状況の管理については、島根創生計画の重要業績評価指標の達成状況を踏まえながら島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告、意見聴取などを行っていきます。

図2 地域福祉推進体制イメージ図



第4期島根県地域福祉支援計画の数値目標

「島根創生計画」 施策名	数値目標	平成30年度	令和6年度
施策Ⅱ-1-(2) 妊娠・出産・子育て への支援	保育所待機児童数（4月1日） 【当該年度4月時点】	0人 (R1)	0人
	保育所待機児童数（10月1日） 【当該年度10月時点】	48人 (R1)	0人
	放課後児童クラブ受入れ児童数 【当該年度5月時点】	8,920人 (R1)	10,400人
	こころ事業の協賛店舗数 (累計)【当該年度3月時点】	2,306店	2,500店
	こころカンパニー認定企業数 (累計)【当該年度3月時点】	299社	500社
施策Ⅲ-1-(1) 小さな拠点づくり	生活機能の維持・確保のための実践 活動に取り組んでいる公民館エリ ア数(累計)【当該年度3月時点】	96エリア	157エリア
施策Ⅳ-1-(2) 地域で活躍する人 づくり	NPO法人の認証数(累計) 【当該年度4月～3月】	287法人	290法人
	ボランティア活動に参加してい る人の割合【当該年度8月時点】	25.7%	30%
施策Ⅴ-1-(1) 健康づくりの推進	自殺死亡率(人口10万対) 【前年度1月～当該年度12月】	16.1人口10万対	13.8人口10万対
施策Ⅴ-1-(3) 介護の充実	介護職員数 【前々年度10月時点】	15,467人 (R1)	17,055人
	介護を要しない高齢者の割合(65 歳以上で要介護1～5以外の者 の割合)【当該年度10月時点】	84.3%	90%
	通いの場への参加率 (参加者実人数/高齢者人口) 【当該年度4月～3月】	16.2%	16.7%
	認知症サポーター養成数(累計) 【当該年度3月時点】	81,522人	130,000人

「島根創生計画」 施策名	数値目標	平成30年度	令和6年度
施策V-2-(1) 地域福祉の推進	コミュニティソーシャルワーカーの養成数(累計) 【当該年度3月時点】	493人 (R1)	653人
	民生委員・児童委員定数の充足率 【当該年度4月～3月】	99%	100%
	優良な自治会区福祉活動に対する表彰を受けた団体数(累計) 【当該年度3月時点】	36団体	65団体
施策V-2-(2) 高齢者の活動推進	生涯現役証交付者数(累計) 【当該年度3月時点】	3,064人	5,300人
施策V-2-(3) 障がい者の自立支援	あいサポーターの人数(累計) 【当該年度3月時点】	44,886人	101,800人
	精神病棟における入院後1年経過時点での退院率 【前年度3月～当該年度3月】	88.7%	91%
	福祉施設からの地域生活移行者数(累計)【当該年度3月時点】	33人	123人
施策V-2-(4) 子育て福祉の充実	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】	66.7%	80%
施策V-2-(5) 生活援護の確保	母子世帯数及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合 【当該年度4月～3月】	11.2%	11.2%

